

様式第3号（第8条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年2月5日

福島県相双建設事務所長 佐藤 敬

工事（委託業務）番号	第25-41370-0116号
工事（委託業務）名	道路橋りょう整備（再復）工事（改良舗装）
質問事項	
1. CBR試験の実施について、標準横断図の設計CBR値は推定値であるため、No.25以降の測点はCBR試験を実施する認識でよろしいでしょうか。また、置換数量が表記されている箇所については設計数量の施工でよろしいでしょうか。ご教示願います。	
2. CBR試験の実施費用について、県発注の他の土木工事からも伺えるとおり、舗装厚を決定するためのCBR試験は技術管理費に積み上げられるものと認識しておりますが、当該工事では技術管理費に計上されておりません。当該工事には計上されないのでしょうか。ご教示願います。	
3. 前回工事(23-41370-0313)では下水道事業が別発注者から発注されておりましたが、当該工事においても下水道事業の発注はございますでしょうか。ご教示願います。	
4. 水道事業の本管布設替え工事の発注について、当該工事の工期272日間については水道事業の工程が加味されての工期設定と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	
5. 二次製品の納品まで時間を要するものがあり、施工時期までに必要数確保が困難であることが見込まれます。このような場合は工期延長いただくことは可能でしょうか。ご教示願います。	
6. 前回工事(23-41370-0313)では路床置換工の歩掛が全体m ² の施工量に基づいた設定となっておりましたが、実際の施工では片側交互通行かつ民地からの出入りがあり片側20m程度の施工性しかなく歩掛に大きい乖離がございました。当該工事においては現地施工状況に即した歩掛の見直しを設計変更で協議いただけますでしょうか。ご教示願います。	
7. 特記仕様書の32章その他に騒音、振動等の苦情の発生を防止する旨の記載がございますが、当該工事の構造物取壊しに係る工種の施工条件は騒音、振動等対策不要となっております。施工区域に民地および商業施設が接することから、これら対策が必要となった場合は変更協議の対象となりますでしょうか。ご教示願います。	
8. 以下の5地点では道路高さのセンターが上がるのに対して、歩道拡幅しない側の乗入部舗装がなく段差が生じるよう見受けられます。段差が生じることについて地権者に事前説明は済んでおりますでしょうか。ご教示願います。 No.10地点 10cm、No.22地点 11.6cm、No.25地点 9.6cm、No.26地点 5.1cm、 No.29+10付近 14.6cm	

9. 乗入部舗装を施工する場合については、設計変更の対象となりますでしょうか。ご教示願います。
10. 特記仕様書 7 章週休 2 日確保モデル工事等について、「週休 2 日確保モデル工事(発注者指定型)」月単位、通期と表記(令和7年度 10月 1日改定以前の表記)されていることから、当該工事の補正係数は次のとおりと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。
- 月単位
労務費 1.04 機械賃料 1.02 共通仮設費 1.03 現場管理費 1.05
11. 施工 第 0-0021 号表、施工 第 0-0022 号表、第 0-0044 号表について、歩車道境界ブロックに「※手入力単価」と記載ございますが、パッケージの中には未計上という認識でよろしいでしょうか。ご教示願います。
12. 施工 第 0-0035 号表の「雑品」について、備考欄に「#99」の表記があることから、諸雑費と同様の処理でよろしいでしょうか。また、係る対象と率がございましたらご教示願います。

回 答 事 項

1. CBR 試験の実施について、No. 25 以降の測点は現地の土質状況を確認し監督員と協議して判断すること。置換数量が表記されている箇所については設計数量のとおりです。
2. 福島県工事請負契約約款 18 条に基づき協議の対象とします。
3. 上水道事業は浪江町で発注予定です。下水道に関しては福島県工事請負契約約款 18 条に基づき協議の対象とします。
4. 水道事業の工期は加味しておりませんが、当該工事は水道事業と工程調整して工期内に完了させることを前提としています。
5. 福島県工事請負契約約款 18 条に基づき協議の対象とします。
6. 福島県工事請負契約約款 18 条に基づき協議の対象とします。
7. 福島県工事請負契約約款 18 条に基づき協議の対象とします。
8. 事前説明は未了です。起工測量後、段差の詳細が分かり次第、説明予定です。
9. 福島県工事請負契約約款 18 条に基づき協議の対象とします。
10. 特記仕様書 P4 に記載のとおりです。
詳細は技術管理課のホームページを参照ください。
11. お見込み通りです。
12. 諸雑費と同様の処理です。また、係る対象と率は諸雑費の場合と同じです。

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7998 号) 及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7986 号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。